

第6回

越谷市下水道事業運営審議会会議録

令和7年11月14日

事務局：建設部下水道経営課

【会議録（概要）】

会議名	第6回越谷市下水道事業運営審議会	
開催日時	令和7年11月14日（金）午後3時00分～午後3時45分	
開催場所	越谷市役所第三庁舎5階第5・6会議室	
件名／議題	<p>【第6回】</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>　　越谷市下水道事業経営戦略の改定について</p> <p>　　下水道使用料の見直しについて</p> <p>　　答申案について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>	
出席委員 (9人)	浅野 要二 委員 下田 正樹 委員 小松 幸彦 委員 平野 慎也 委員 小島 清子 委員	大沢 昌玄 委員 宮下 智之 委員 中村 千代子 委員 深井 晃 委員
欠席委員 (2人)	古屋 秀樹 委員	佐藤 勝 委員
職員	建設部長 下水道経営課長 下水道事業課長 下水道経営課副課長 下水道事業課副課長 下水道経営課主幹 下水道経営課主査 下水道経営課主任 下水道経営課主事	北村 真一 山本 剛 篠崎 康雄 村山 雄大 秋葉 友洋 小島 正嗣 秋本 瞳 下田 歩美 川本 龍之介

審議内容等（要旨）

事務局	○事務局より定数報告 委員は過半数以上が出席のため、越谷市下水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定により会議は成立している。
事務局	○議長の決定 越谷市下水道事業運営審議会条例第5条第3項の規程により会長が議長に就任した。
◆議長	○開会宣言
◆議長	○議長より審議会の公開に関する説明 当審議会は、越谷市下水道事業運営審議会の公開に関する取扱要綱に基づき原則公開で進める旨の説明を行った。
事務局	○傍聴者の確認及び報告 傍聴については、「越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱」に基づきホームページ及び市広報で事前に公表し、希望者は0名だったことが報告された。
◆議長	○会議録署名委員の指名 審議会運営規程第4条第2項に定められている、会議録署名委員の指名を行った。 条例の委員選出区分順である、中村委員、平野委員が指名された。
◆議長	○議事の上程 本日の議事は「越谷市下水道事業経営戦略の改定について」及び「下水道使用料の見直し」並びに「答申案について」であるため、事務局に説明を要請した。
事務局	事務局は資料に基づき議事について説明を行った。なお、議事のうち「越谷市下水道事業経営戦略の改定について」及び「下水道使用料の見直し」について説明、質疑を行ったのち、「答申案について」説明、質疑を行う。議事「越谷市下水道事業経営戦略の改定について」

及び「下水道使用料の見直し」に係る説明内容は以下の通り。

(資料 P1) 審議内容

議事について、これまでの経過及び本日の審議事項について説明した。

(資料 P2) 越谷市下水道事業経営戦略について

越谷市下水道事業経営戦略素案について、パブリックコメントを実施した結果を説明した。また、寄せられた意見に対する回答及び越谷市下水道事業経営戦略素案への反映箇所を説明した。

(資料 P3) 越谷市下水道事業経営戦略について

パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえた越谷市下水道事業経営戦略素案の反映箇所について、新旧形式で提示した。

(資料 P4) 下水道使用料の見直し（公衆浴場用）について

越谷市は用途別使用料制を採用していること、公衆浴場用使用料は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき低廉に抑える配慮が加えられていることについて説明した。

(資料 P5) 公衆浴場用使用料について

現在、越谷市の対象施設は0件であること、公衆浴場用単価については、現行の据え置きが望ましいことについて説明した。

○質疑応答

◆議長 ご意見、ご質問等があれば発言をお願いしたい。

○委員 資料 (P5) 公衆浴場用使用料について、越谷市において現行の対象施設は0件となっているが、どのような施設を指すのか。

事務局 保養を目的とした、いわゆるスーパー銭湯については対象ではない。昔ながらの銭湯のような、ライフラインの入浴施設であり、入浴料金を物価統制令に基づき設定している施設を指す。

○委員 市内に銭湯と思われる施設を認識している。対象ではないのか。

事務局	銭湯自体は市内に存在している。また、当該施設がある地域は下水道区域である。しかしながら、現時点では下水道に接続していないことから、下水道使用料の対象施設としては0件としている。
○委員	銭湯の水をそのまま流しているということか。
事務局	単独で処理を行っているか、あるいはそのまま排水しているかのような、個別の接続状況については発言を控えさせていただく。現時点では下水道に接続するところまで調整がついていない。
◆議長	<p>今回の議事について決議をとる。審議事項「越谷市下水道事業経営戦略の改定について」、資料「越谷市下水道事業経営戦略素案」の内容は妥当であるとする。</p> <p>また、審議事項「下水道使用料の見直しについて」、公衆浴場用使用料は現行の料金を据え置くのが望ましいとする。</p> <p>これに対し、意見はあるか。</p>
○委員	(意見なしの声)
◆議長	意見がないため、先述の通りとする。
◆議長	議事「答申案について」、事務局に説明を要請した。
事務局	事務局は資料に基づき議事について説明を行った。説明内容は以下の通り。
<p>(資料 P7) 答申について</p> <p>諮問事項のうち「越谷市下水道事業経営戦略の改定について」及び「下水道使用料の見直しについて」答申をいただきたいこと、またこれまでの審議会経緯について説明した。</p>	
<p>答申書（案）について</p> <p>配布した事務局案について、諮問事項「越谷市下水道事業経営戦略の改定について」、計画の内容は妥当であること、また「下水道使用料の見直しについて」は、一般用使用料を改定し、公衆浴場用使用料は据え置くことが望ましいという趣旨であることを説明した。</p>	

	○質疑応答
◆議長	ご意見、ご質問等があれば発言をお願いしたい。
○委員	中表紙について、日付は記載不要か。
事務局	答申書は、鏡文と一体の文書として取り扱っている。鏡文に日付が記載されていることから、中表紙への記載は必要ないと考えているが、他の計画と整合性が図れるよう検討させていただく。
○委員	答申書4ページ上から4行目および5行目に空白があるが不要ではないか。
事務局	ご意見のとおりである。該当箇所を修正させていただく。
◆議長	答申書5ページ「別表1」を6ページ「改定の概要」で説明していると捉えているが、「②一般用料金」については、税区分や月単位を追記するべきではないか。
事務局	ご意見のとおりである。該当箇所については分かりやすい表記を検討させていただく。
○委員	諮問事項「公共下水道全体計画の変更について」、計画変更に伴う影響などは、市民に分かりやすい説明をしていただきたい。また、諮問事項「下水道使用料の見直しについて」、使用料改定は市民からの理解を得るまでに時間を要すると推測する。「早急に取り組む」など、強い文言を加えても良いと考える。どちらも付帯意見に反映してはどうか。
◆議長	ただいまの意見のうち、「下水道使用料の見直しについて」は、下水道使用者への周知を議会議決後の限られた時間の中で実施する必要がある。答申の付帯意見への反映は、記載の必要性を含め検討することになるが、実際の周知については、具体的方法を検討しつつ積極的に取り組むよう努めていただきたい。
事務局	ご意見を踏まえて、再度検討させていただく。

◆議長	今回の議事について決議をとる。審議事項「答申案について」、意見のうち誤字については、事務局で修正いただき、内容確認は会長一任とさせていただく。また、答申内容に関する意見については、事務局と会長で調整を行い、変更後の答申案は、会長及び副会長が内容確認の上、確定することとする。 これに対し、意見はあるか。
○委員	(意見なしの声)
◆議長	意見がないため、先述の通りとする。
◆議長	議事「その他」について、全体を通し意見等はあるか。
○委員	越谷市環境審議会では、越谷市環境管理計画の中間見直しに係る審議をしている。環境管理計画の内容には、下水道に関する目標値を定めている項目があると認識している。数値目標については、関係各課との調整を確実に行っていただきたい。
事務局	いただいた意見については、関係各課と連携し適切に進めていく。
○委員	下水道事業については生活環境を支える重要な業務を担っていると推測する。その中でも、近年八潮市で発生した下水道管に起因する事故や、雨水に関する水害に対しては、引き続き対策に取り組んでいただきたい。
事務局	下水道事業が安定的に運営できるよう、引き続き取り組んでいく。
◆会長	他に意見、質問等がなければ、これで質疑を終了する。
○閉会	

以上、会議録について記載してある内容に相違無いことを確認し、ここに署名する。

令和7年 / 月 / 日

越谷市下水道事業運営審議会

署名委員 伊村千代子

署名委員 平野慎也